

家計急変該当者であることの証明書類（審査上の内部参考資料）

【家計急変の事実発生日：令和 年 月 日】

令和3年度新規版

該当する理由	添付書類（証明書）	チェック欄
A 会社の倒産		
B 会社の解雇		
C 親権者の失職		
D 会社の経営悪化 （給与の激減）		
E 自ら経営する会社の倒産		
F 自ら経営する会社（自営業）の経営悪化		
G 自ら経営する会社の経営悪化（収入激減）		
H 会社の勤務時間の短縮による収入の激減		
I 親権者の単身赴任手当の消滅による収入の激減		
J 親権者の死亡（父、母、その他）		
K 親権者の病気・けがによる長期療養（入院・休職等）による収入の激減		
L 離婚		
M 自然災害（台風、地震、落雷、火災、浸水、他）		

※L離婚を原因とする場合、7月1日以前が事実発生日である場合、7月1日現在の保護者は両親ではなく親権をもった一方の親である。よって、親権者が収入が少ない者（例えば扶養になっていた者等）となった場合、家計急変ではなく、7月1日現在で通常の給付金で該当する可能性が高い。（その逆の場合は、家計急変も通常も7月1日現在の給付金では該当しないはず。）

なお、7月2日以降の離婚事実の場合は、同様の理由により家計急変となる可能性が高い。

家計急変個別理由毎に係る原因証明書類の例示

- A ハローワークの離職証明書(離職票)
- B 勤務会社からの解雇通知書
- C ハローワーク等の離職証明書
- D 勤務会社からの給与支払見込証明書
- E 会社の倒産を証明する書類(商工会又は商工会議所作成による)又は、法人登記簿の写しと裁判所等の判決等の写し
- FとG 税理士(公認会計士)等の事業収支証明書
- HとI 会社作成の給与支払見込証明書(又は、本人申出書と給与明細書の写し)
- J 死亡者の戸籍抄本
- K 病院の入院証明書、勤務会社等から休業補償金、(交通事故等の場合)損害保険会社からの補填補償金が出ていないという証明書(休業に対する補填がされていないことを確認できる書類)
⇒ 但し、退職金と失業給付(手当)は除く
- L 本人の戸籍抄本
- M 市町村長が発行する「被災証明書」又は「罹災証明書」又は、消防署等の証明書等

※以上は、学校内部での使用に係る参考資料です。